

# 2021 年度事業報告書

公益社団法人 日本複製権センター

## I. 法人の概況

### 1. 2021年度の活動

2021年度は、新型コロナウイルス禍の厳しい社会情勢の中、積極的な事業活動や施策の実施において困難な事業環境であった。また、瀬尾前理事長の急逝により、新たな執行体制となり事業環境の変化があった。その中で今年度においても電磁的複製許諾への更なる移行を目指し、また日本経済新聞社発行の日本経済新聞、日経産業新聞、日経 MJ、日経ヴェリタスの4紙(以下、「日経紙等」という。)の管理委託開始を契機とした使用料規程改定と契約申込活動を行った。

### 2. 委託管理事業管理概況(2022年3月31日現在)

(1)管理出版物数/管理著作物数、各構成団体及び個別委託者より委託されている出版物数/著作物数は、以下の通りである。

- ①「一般社団法人学術著作権協会」: 定期刊行物 2,662 点、書籍 3,475 点
- ②「一般社団法人新聞著作権協議会」: 67 社、99 紙
- ③「著作者団体連合」: 合計 14,963 名の著作者による全著作物
- ④個別委託者からの委託著作物 団体 71,983 点、個別出版者 22,268 点

#### (2)契約者数

契約件数 2,643 件

グループ企業を含めた利用者数は 5,642 者

#### (3)使用料徴収

使用料徴収額は 619,221,215 円(2020 年度 545,499,399 円)

#### (4)分配額

2021 年 9 月に分配した 2020 年度徴収に対する分配額は 393,171,906 円

(2020 年 9 月分配額 364,945,331 円)

## II. 事業の状況

### ➤ 2021 年度事業計画の重点事業に対する取り組み

1. 電磁的複製の許諾促進および新規契約促進のさらなる取組みとして次の事業の実

施を行った。

- ①日本経済新聞社との管理委託契約締結による日経紙等の利用許諾の開始と使用料規程改定を行い、既存契約者への今年度の日経紙等利用申し込みの促進活動をおこなった。また、日経紙等の許諾開始をホームページ、メールマガジン等にて告知し、これを契機に電磁的複製への移行促進を図るとともに、新規契約者の獲得に努めた。これらの実施により徴収目標額を大きく上回ることができた。(詳細後述)
- ②JBMA (一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会) 及び日本行政書士会連合会などの業界団体、関連団体との連携を図ることにより、契約促進を今期当初に企図していたが、コロナ禍の影響で進展はなかった。次年度以降においては通常の契約促進活動の中で対応することとする。
- ③ネット・紙媒体を活用した積極的な広報の実施については、①の使用料規程改定の告知にあわせて、JRRC 全契約者を対象に、メールリスト配信システムを用いて複数回の呼びかけを行った。呼びかけ・告知により、新たな利用契約の内容に関する問い合わせ、および契約申し込み方法についての問い合わせが数多く寄せられ、結果として利用申し込みの増大に繋がった。なお、特定ターゲット向けの著作権セミナー実施に関しては、今年度は実現できなかったが、新規策定の第4次三カ年基本計画の要領に則り、次年度以降改めて取り組むこととする。
- ④企業等の就業環境の変化に対応し規程等に取り入れるための、新規の利用形態・権利委託に係る委託者からの理解に得るための協議を継続して行っており、次年度以降に企図している使用料規程改定に向け前進を図っている。
- ⑤業務管理システムの再構築に関しては、日経紙等利用対応の新規申込方式の変更があり、従前のシステムを利用して行うことで緊急対応とした。従って今期新たに構築した受付システムには事後で従前システムからデータをコンバートすることにより実績データを次年度に引き継ぐ対応とした。また、基幹システムは次年度より開発予定であり受付システムとの統合についても引き続き実施を図る。

## 2. 新方式実態調査改善計画の再検討と再策定

実態調査実施改善計画については、複数の契約者に事前の打診を試みるも、今期においてはコロナ禍の影響により、企業では在宅勤務比率が高い(首都圏で50%超)ことを理由として、多くの企業から調査の承諾が得られなかった。一方、契約者からの要望でより一層簡単な入力方式を求める声も多数あったことから、既存のiPadによる調査方式(主に直接入力方式)から、限定的選択入力と複写複製対象著作物の撮影のみの簡便な方式に転換することとし、android版アプリケーションの緊急開発を行った。当該アプリを用いたandroidタブレットを使って、今期中において試行調査を実施しテス

トデータの収集を行った。次年度においては、当該テストデータの分析と試行調査での作業手順を検証し、アプリ改修等を行って本調査を実施する予定である。

### 3. 国際的な連携の実現と国際戦略の策定

11月にIFRRO<sup>1</sup> APC<sup>2</sup>ミーティング、同月にIFRRO総会が開催され、それぞれについてオンラインにて参加し情報を得た。また、3月には業務執行理事が渡英し、RRO<sup>3</sup>のNLA<sup>4</sup>およびCLA<sup>5</sup>を訪問。今後の双務協定締結を目途に、これらの著作権管理団体における管理現況に関する詳細な調査・研究を行った。また、同国のPDLN<sup>6</sup>を訪問しメディアモニタリングの現況について調査を行った。

### 4. 教育機関における許諾環境の整備

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)への協力については、2021年9月を以て組織間の契約上の協力関係は終了した。一方、教育機関に向けた許諾の枠組みのいわゆる「SARTRASライセンス」については、SARTRASでの検討開始時期を踏まえて当センターにおいても対応協議を行うこととする。

### 5. 補償金等海外に対する収受・分配に係る管理の整備

SARTRASが受領した授業目的公衆送信補償金のうち、海外著作権に係る分配の機構の設立については、当センターが主体となって一般社団法人学術著作権協会との協議や調整を積極的に行い、また設立準備に向けて、当該分配機構の事業に係る実務上の観点からの重要な論点の整理を文化庁や関係者との間で行った。なお、本件については次年度以降の設立に向けての協議を関係者と継続的に行っていく

---

<sup>1</sup> IFRRO : the International Federation of Reproduction Rights Organizations。世界複製権機構は、世界各国の複製権に関する権利を集中管理する団体(RRO)で構成される。現在、世界85ヶ国150以上の団体が加盟している。

<sup>2</sup> APC : Asia Pacific Committee。IFRROの傘下に置かれる委員会、アジア・太平洋地区の複製権管理団体で構成される。

<sup>3</sup> RRO : Reproduction Rights Organization。複製等に関する権利を集中管理する団体で、当該権利にかかる使用料の徴収と分配を主な事業とする。

<sup>4</sup> NLA : Newspaper Licensing Agency。イギリスの新聞社が集まり、ジャーナリズム活動を支援することを使命とした新聞社権利の管理団体。

<sup>5</sup> CLA : Copyright Licensing Agency。イギリスの著作権権利の管理団体、著作者および出版者権利の管理団体で、教育機関、民間、政公的機関に権利、ライセンス供与の対象。

<sup>6</sup> PDLN : Press Database Licensing Network。ヨーロッパの新聞発行者が集まり、Media MonitoringのためのLicensingとコンテンツ提供を行うことを目的として組織された。各国の集中管理団体(RRO)が会員となり、現在の加盟数は、世界23ヶ国27団体にのぼる。

➤ 2021 年度事業計画の経常事業に対する取り組み

1.複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

①複製権使用料の徴収

2021 年度における使用料徴収額は 619,221,215 円となり、予算 580,000,000 円に対して 39,221,215 円の増収となった。

②複製権使用料の分配

2020 年度に徴収した使用料総額 545,499,399 円から管理手数料(管理手数料率 27.9%に相当)を控除した 393,171,906 円を、2021 年 9 月末に権利者団体及び個別委託者に分配した。

各権利者団体及び個別委託者への分配額は以下の通りである。

著作者団体連合	137,670,836 円
一般社団法人学術著作権協会	101,498,547 円
一般社団法人新聞著作権協議会	131,719,022 円
個別委託者小計	22,283,501 円
合計	393,171,906 円

2.著作権思想の普及・啓発及び調査研究に関する事業

(1)一般及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

①JRRC の自主事業

(ア)JRRC 主催の著作権セミナー、著作権教育講座の開催

著作権教育講座については、メールマガジン、ホームページにて参加者を募り、オンライン形式にて 6 回を実施した。そのうち 2 回は大阪工業大学と共催として開催した。これらの著作権講座の参加者は合計で 530 名であった。なお、9 月に JRRC 創立 30 周年記念事業として著作権セミナー実施を企図していたが、コロナ禍の影響により開催は見送りとなった。当該記念事業は次年度に改めて企画立案を行い、実施を予定している。

(イ)メールマガジン等による著作権思想の普及・啓発活動

年間で合計 36 回のメールマガジン配信により利用者への著作権思想普及および啓発活動を行った。

(ウ)利用企業・団体からの講師派遣依頼への対応

2021 年度においては講師派遣の依頼はなかったが、次年度以降依頼がある場合は対応することとする。

(エ)著作物複製利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布

JRRC の複写、複製許諾に関するパンフレットを作成し適宜配布を行った。

(オ)ホームページ、インターネット及び業界紙等での広報・宣伝活動の実施

メルマガおよびホームページを活用し、8月からの日経紙等の利用許諾契約開始の案内、申込告知を行ったほか、経団連タイムズ、日本事務機器新聞、OA年鑑等の継続的広告出稿と、日本経済新聞全国版への広告出稿を行なった。これらの広報・宣伝活動によりJRRC管理事業の紹介および新規の契約促進を実施した。

(カ)一般又は利用者からの著作物利用に関する問合せや相談を通じた、著作権に関する知識の普及・啓発

一般的な著作物の複製利用に関する問い合わせに加えて、電磁的複製利用に関しての複製物の共有方法や範囲に関する問い合わせそしてJRRC利用許諾と新聞のクリッピングサービスとの違いについての問い合わせ等があり、適宜対応した。

②文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

(ア)文化庁著作権セミナー他各種文化庁主催・共催事業への参画、並びに講師の派遣

オンラインで全国11か所にて開催された文化庁著作権セミナーに資料提供等の協力を行った。また都道府県著作権事務担当者講習会にも同様に資料提供を行った。なお、講師の派遣について今年度はなかった。

(イ)同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及・啓発活動への参加

8月23日のオンライン開催の教職員著作権講習会にJRRC事業の紹介を記した文化庁セミナー対象者向けPDFを作成・提供し利用に供された。

(ウ)著作権情報センター(略称 CRIC)の正会員として同センターの普及・啓発活動への協力

CRIC総会等に参加し、著作権思想の普及啓発活動に正会員として協力した。

(2)国際活動への取り組み

①文化庁との連携によるアジア各国との著作権に関する会議への参加、あるいは各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣、WIPO<sup>7</sup>研修に関する各種会議への参加等については、新型コロナウイルス禍の影響により実施されなかったが、次年度以降において実施の際は参加することとする。

②海外RRO又はMMO<sup>8</sup>におけるデジタル分野での対応等、JRRCにとって

<sup>7</sup> WIPO : World Intellectual Property Organization。世界知的所有権機関

<sup>8</sup> MMO : Media Monitoring Organization。企業、政府、団体等のメディアの動向を監視し、世論の評価や自社の宣伝効果等を適切に把握するといった必要性の高まりを受け、多くの企業に多様な情報源からニュース記事を提供している。

必要かつ重要な情報を収集した。また国内外の関連団体との連携については、IFRRO、APC、PDNL、WIPO のオンライン会議に参加し、理事会にて報告を行った。

### 3. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に関しては、今年度は開催されなかった。

### 4. 著作物や著作権者の所在を明らかにするデータベースの整備

国会図書館データベースAPIの利用によるジャパンサーチ等の公的なアーカイブ構想については、今年度は具体的な実施事項はなかった。

### 5. 学術関係補償金等管理センター(仮称)の設立支援および図書館等公衆送信補償金協会への協力

SARTRAS が受領する授業目的公衆送信補償金のうち、研究者の著作物について効率的かつ合理的に分配する仕組みがないことを踏まえ、分配のための管理センターの設立についてスキームの提案等において事務的な支援した。また、図書館等公衆送信補償金協会(仮称)についても、当センターに係る権利者の多くが関係していることから、協力体制を取り、各ワーキンググループ、分科会にオブザーバーとして参加をした。

### 6. 事業継続体制の整備

新型コロナウイルス禍における緊急事態宣言等での事業継続の方策として、就業について一部テレワーク対応と時差出勤の対応を行い、基幹業務の遂行について遺漏なく継続して行った。次年度以降も継続的に PC インフラ等の環境構築とその整備を行うことで事業継続体制を維持してゆく。また、就業規則および職員給与規程の整備を行い、円滑な業務遂行体制の推進を行った。

事業における重要な事項は、2021 年度事業報告書に記載されており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条 第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は特に無いため、当該年度の附属明細書は作成していない。

以上